

令和8年度登米地域観光PR業務仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度登米地域観光PR業務

2 業務の目的

登米地域の観光資源（自然、歴史、文化、食、イベント等）の魅力効果を効果的に発信するため、質の高いPR素材（動画・写真）を制作するとともに、宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所（以下「発注者」とする。）の公式SNSアカウントを戦略的に運用代行し、認知度向上及び誘客促進を図ることを目的とする。また、一連の施策に対する効果検証を行い、次年度以降の観光振興施策に資するデータを得るものとする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 業務内容

(1) 観光PR素材の作成

今後の発注者における実施する主要な広報・プロモーション活動（行政広報紙、旅行雑誌、ポスター、観光パンフレット、Web広告、各種メディアへの素材提供等）の基盤となる、商業利用・印刷に耐えうる高品質な動画や写真素材等を企画・撮影・編集すること。

※単なるSNS投稿用の簡易的な素材とは一線を画すものとする。

ア 登米地域観光PRのための素材（動画や静止画等）作成

作成数は、スポットやイベントなど約10種類について、それぞれ約20秒以上の動画、静止画10カット程度を目安とする。内容は、登米地域の魅力（景観、観光、食、歴史、文化等）を紹介するものとし、発注者と事前に協議の上決定すること。

イ 必要に応じて、プロのモデルの手配、ドローン等を用いた特殊撮影についても提案に含めること。

ウ 注意事項

(ア) 各種広告やテレビ放映等にも耐えうる音響・画質クオリティとすること。

(イ) 制作・撮影した全ての動画・写真の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は発注者に帰属する。

(ウ) 発注者、及び発注者が許可した第三者（市町村、観光協会、メディア、旅行者等）が、無期限・無償で制限なく二次利用（トリミング、文言の挿入等の改変

含む) できる契約内容とすること。被写体の肖像権や利用許諾等の処理は受注者が全て完了させること。

(2) SNSでの情報発信

ア 内容

発注者が運用する既存のSNSアカウント (YouTube, Instagram, Xの全て又はいずれか) の運用を行うこと。本アカウントの現状・課題やSNSのトレンド等を分析の上、閲覧数・フォロワー数増加のための投稿提案、コンテンツ作成及び投稿を行うこと。コンテンツの内容は、登米地域の魅力 (景観、観光、食、歴史、文化等) を紹介するものとし、発注者と事前に協議の上決定すること。

イ ターゲット層として、都市部在住の30～50代を中心とした層を意識すること。

ウ 注意事項

(ア) アカウントの運用は、発注者と受注者双方で行う。

(イ) 約12回/月の投稿を実施すること。

(ウ) コンテンツの企画・構成等に当たっては、トレンドを意識し、多くのターゲットに閲覧される構成とすること (投稿するコンテンツは動画に限らない)。

(エ) 投稿回数や閲覧回数・フォロワー数の目標を設定すること。

(オ) アカウントの運用開始時に、運用マニュアルを策定し、発注者の承諾を得ること。

(カ) ア記載のSNSアカウント以外を新規に作成する場合は、事前に発注者と協議の上、実施すること。

エ 発注者が管理するSNSアカウント一覧

(ア) Instagram @miyagi_hot_tome

(イ) X @miyagi_hotome

(ウ) YouTube 東部地方振興事務所登米地域事務所地方振興部

(3) SNS広告

発注者が本業務以外に実施する事業の広告の配信を行うこと。広告は3種類、予算は合計40万円程度を目安とする。

(4) 効果検証

ア SNS調査やWeb調査、アンケート等その他効果的な方法により、本事業の効果測定を実施すること。

イ 検証結果は定期的に報告すること。また、検証結果をもとに、適宜本業務の改善を図ること。

5 独自提案

上記に掲げる業務の他、本業務の目的を達成するために有益と考えられる提案があれば実施すること。ただし、実施に要する経費は上記に要する経費と合わせて、委託料の上限の範囲内とする。

6 留意事項

- (1) 業務に必要な資機材は、受注者が用意すること。
- (2) 本事業に係る経費は本事業費から支出すること。

7 成果品の納入

業務完了後、次のものをDVD-R等電子媒体で令和9年2月26日（金）までに発注者へ提出すること。

- (1) 4（1）の作成物
- (2) 4（2）の投稿時に使用した写真及び動画等
- (3) 業務完了報告書
 - ア 実施した業務の内容
 - イ 業務実施の結果、得られた成果及び改善点の分析
※必要に応じて項目を追加すること

8 再委託の制限等

- (1) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に発注者に対して、再委託の内容、再委託先（称号又は名称）等を報告しなければならない。

9 その他

- (1) 受注者は業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受注者は、本業務の実施にあたり、個人情報を取り扱う場合は個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取扱わなければならない。
- (2) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項は、その都度、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

なお、仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然に必要なと思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (3) 本事業の履行に伴い発生する成果物等に係る全ての権利は県に帰属する。

- (4) 本事業に関して広告を掲載する際は、別紙「宮城県広告掲載等基準」に準拠するとともに、公開前に発注者に掲載する媒体・内容を確認すること。場合によっては公開を差し止める可能性がある。
- (5) 実施にあたっては、関係法令に抵触しないよう注意すること。
- (6) 第三者に対して許諾を得たり、確認を依頼したりする場合は、受注者で一切の手続きを行うこと。